

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 原議保存期間 | 10年(平成40年3月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(平成31年11月30日まで) |

警 視 庁 交 通 部 長  
関 係 道 府 県 警 察 本 部 長 殿  
(参考送付先)  
関係管区警察局広域調整担当部長

警 察 庁 丁 規 発 第 8 号  
平 成 3 0 年 2 月 7 日  
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

ラグビーワールドカップ2019開催に伴う交通対策の推進について(通達)

平成31年9月20日から同年11月2日までにかけて、全国12都道府県において開催されるラグビーワールドカップ2019(以下「大会」という。)については、多数の大会関係者や観客の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、一般交通に与える影響を抑えることが重要な課題となることから、国民の理解と協力を確保しつつ、競技会場等大会関係施設周辺や移動経路を中心とした総合的な交通対策を推進していく必要がある。

以上のことから、関係都道府県警察においては、関係機関・団体等と連携し、下記により所要の交通対策を推進されたい。

## 記

### 1 交通輸送計画策定等への連携

#### (1) 交通輸送計画等への対応

開催自治体及び組織委員会において策定する交通輸送計画等の計画は、各競技会場における交通対策の基本となるものであり、観客の交通手段を始め大会時の交通需要予測が適切になされているか、大会に向けた適切な課題認識がなされているか、また、各課題への十分な対策が講じられているかなど、その内容において大会関係者や観客の安全かつ円滑な通行が十分に確保されていることが不可欠であることから、計画の検討に参画、確認するなどし、随時必要な申し入れを行うなど、策定に当たっては開催自治体等と相互に連携を図ること。

なお、大会時の交通需要予測については、過去のイベント開催時における交通実態等を基に、車両により競技会場周辺に向かう観客について適切な分析がなされているかを確認するとともに、所要の対策を十分に検討すること。

#### (2) シャトルバス等への対応

観客の移動に関し、必要に応じて最寄り駅から競技会場までのシャトルバスの運行や駐車場の確保によるパーク・アンド・バスライドによる輸送を働きかけるほか、同バスの安全かつ円滑な通行を確保するため、乗降所の確保や運行台数等について必要な申し入れを行うなど、開催自治体を始めとする関係機関・団体等と相互に連携を図ること。

なお、パーク・アンド・バスライドの駐車場の選定に当たっては、競技会場等周辺や大会関係車両及びシャトルバスの移動経路が観客の車両により混雑することのないよう、その場所や車両の誘導方法についても十分に検討すること。

### (3) 移動経路選定への対応

大会関係車両及びシャトルバスの移動経路については、その安全かつ円滑な通行が妨げられることのないよう、観客の車両や徒歩による経路と可能な限り輻輳しないように留意するとともに、一般交通への影響を考慮した経路を選定するよう申し入れを行うなど、開催自治体を始めとする関係機関・団体等と相互に連携を図ること。

### (4) 誘導員の配置、案内看板の設置等への対応

車両及び歩行者による混雑が予想される場所や迂回を案内する場所への誘導員の配置や誘導方法、案内看板の設置やその内容について必要な申し入れを行うなど、警察が実施する交通対策と連動した効果的な対策が講じられるよう、開催自治体を始めとする関係機関・団体等と相互に連携を図ること。

## 2 交通対策の検討と計画策定

### (1) 競技会場等周辺における対策

競技会場等周辺について、過去のイベント開催時における交通実態や大会の交通需要予測を基に、交通量の増加により安全かつ円滑な通行に支障を生じるおそれがあると認められる区域、道路においては、必要に応じて車両通行止め等の交通規制を始めとする各種交通対策を検討し、実施に向けた計画を策定すること。

また、これらの交通対策については、大会までの間に開催されるラグビー国際大会等の大規模イベントにおいて必要に応じて実施し、対策の妥当性を検証すること。

なお、交通規制に当たっては、関係機関・団体等と連携し、交通規制からの除外対象車両等の検討を行うとともに、規制対象区域内の住民等に対する丁寧な説明を行うなど、理解と協力の確保に努めること。

### (2) 移動経路における対策

大会関係車両及びシャトルバスの移動経路については、上記1(3)における検討を踏まえ、大会関係車両等の安全かつ円滑な通行に支障を生じるおそれがあると認められる道路においては、必要に応じて一般車両の流入抑制、分離を図るための交通規制を始めとする各種交通対策を検討し、実施に向けた計画を策定すること。

## 3 道路交通環境の整備

### (1) 交通安全施設の整備

競技会場等周辺及び大会関係者、観客の移動経路においては、その安全かつ円滑な通行を確保するため、必要に応じて信号機の高度化改良等のほか、交通事故、渋滞等の状況を迅速に把握するための交通流監視カメラ、光ビーコン等交通安全施設の整備に努めること。

### (2) 道路環境の整備

競技会場等周辺における安全かつ円滑な通行を確保するため、歩行者の車道への飛び出しを防止する防護柵等の安全施設の設置のほか、歩道の整備、道路の拡幅等について道路管理者等への申し入れを行い、道路環境の整備に努めること。

#### 4 交通総量抑制対策の推進

##### (1) 混雑緩和の取組

競技会場等周辺道路や移動経路等における交通混雑を緩和するため、開催自治体を中心とした検討に参画するなどし、自動車利用自粛の広報や公共交通機関の利用促進などの各種取組の実施を促すとともに、警察としても、関係機関・団体等への協力要請のほか、交通情報の提供、交通情報板及びホームページ等の各種広報手段を積極的に活用した事前広報の徹底に努めること。

また、大会以外の各種イベント等が同時期に開催される可能性がある場合には、その概要を十分に把握し、大会関係の交通に及ぼす影響を検討した上で必要な対策を講じること。

##### (2) 道路を使用する工事等の抑制

競技会場等周辺道路や移動経路等において道路を使用する工事等を行う事業者、道路管理者等に対し、期間中における当該工事等の抑制について協力を要請すること。

#### 5 その他

各種対策の検討や計画策定に当たっては、障害者や高齢者、外国人の安全かつ円滑な通行の確保について、十分に配慮すること。